

令和3年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 9 月 15 日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 |
| | | 4番 | 縄田 善博 |
| 5番 | 倉増 知 | 6番 | 阿部 好恵 |
| | | 8番 | 中嶋 誠 |
| 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 嶋田 義文 | 安永 彰 | 野上 武史 |
| 岩山 澄男 | 大石 洋典 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-----|-------|
| 3番 | 村上 浩一 | 7番 | 俵 薫 | 12番 | 前田 耕次 |
|----|-------|----|-----|-----|-------|
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より令和 3 年第 9 回総会を開催いたします。本日の出席委員 19 名中 16 名でございます。よって定数に達しておりますので、本総会が成立している事をご報告いたします。ちなみに欠席委員、12 番前田委員、7 番俵委員、3 番村上委員の 3 名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長のほうより指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは、指名をいたします。4 番 縄田委員、14 番 中野委員よろしくお願いたします。明日、明後日と明々後日ぐらいにかけて、台風が温帯低気圧になるのかもわかりませんが、通過をするようでございます。あまり大きな被害がないように祈っております。皆さんにおいては、もうコシヒカリの方についてはあらかた終わられたんじゃないかと思いますが、まだ若干残っている所もあるようです。雨も風もあまりかなり降っているようでございます。それでは、議事に移りたいと思います。ちょっと安富委員が座られましたら始めたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>申請者は市内に居住する無職の方です。申請地は、●●●●●から北東へ 1.4 km の位置にある農振農用地です。10 月初旬に農振除外の完了予定です。農振除外後の農地区分は、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地となります。高齢のため耕作管理することが困難となった為、みすぎ 750 本、檜 900 本を植林するものです。この案件については、農用地区除外後施行となります。また、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
石田委員	<p>9 番石田でございます。去る 9 月 7 の日に、山本会長、事務局 2 名、各地元推進委員さん、萬代委員、私で現地調査を行いました。番号 1 の件ですが、この申請地ですが、●●●●●から国道●●●を●●方面に約 5 km 行ったくらいの所に●●の交差点、信号機のある交差点があります。そこを右折●●地域に入るわけですけども●●●を渡って県道●●●●●を●●●に約 2.2 km ぐ</p>

	<p>らい行った所が●●集落がある所でございます。お手元の1ページ資料をご覧いただけたらわかると思うんですけども、県道沿いに2ヶ所申請地が丸をしてあります。一件目の方に最初の●●●●●、●●●●●、道路から南側の方に●●●●●ございました。この周辺は既に休耕田、それから耕作放棄地が周りにあります。今回の申請の方、高齢化で年を取ったという事で耕作をして頂ける方が居られないという事で、このままほっといて管理すると大変になりますので、すぎ等を植えて、管理しやすいようにしたいと、現地に行きましてやむなしかなあというふうに判断いたしました。なおこの交差点北側に向かって上がっていくと、ため池があるんですけど、そのため池の周辺に住んでおられる方が、周辺をきれいに刈っておられる状況でございます、以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
大石推進委員	<p>推進委員の大石です。今、石田委員さんのほうから詳しくご説明をいただきました。特段私のほうから補充をするようなことはございません。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さん、何かご意見等ございましたらお願いいたします。別にないようでございます。採決に移ってもよろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、採決に移ります。議案第1号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号、原案の通り決定をし、常設委員会に附します。続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。 1件目。申請者は●●●に本店を置く製造業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北東へ2.4kmの位置にある農振農用地です。農振除外後の農地区分は、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。現在、資材や機械は本社に置いてあり、作業効率の改善を図るため申請地を取得し資材置場を設置するものです。この案件については、農用地区除外後施行と</p>

	<p>なります。また、この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2件目～5件目。申請者は市内に事務所を置く社会福祉法人です。申請地は、●●●●●から北へ2kmの位置にある農振農用地です。農振除外後の農地区分は、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。申請所を取得し外国人雇用者の宿舎、駐車場、活動広場、避難所を設置するものです。この案件については、農用地区除外後施行となります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。</p>
石田委員	<p>9番石田です。よろしく申し上げます。まず番号1の件でございます。資料2、3ページ、4ページをご覧くださいと思います。先程、4条で説明いたしました、●●の信号を同じように右折して、●●●●●に入っていきます。そこから約500mぐらいですかね、その所に●●●●●さんの、石灰石の鉱山があります。その鉱山の入り口のすぐ前にある所でございます。●●●●●の高速道路と●●●●●に挟まれた農地でございます。既に、資料のようにですね、許可された申請をされた、区画はですね、一体利用地という言葉が入って、●●●●●ここはもう既に許可されて埋立てが進んでおります。それプラス、そこに太い線で囲まれた、3枚の農地これも同じように埋立てして、資材置場等に活用したいというのが、今回の申請内容です。この農地から少し丸で囲んである場所の、西側に行くんですけど、そこはまだきちっとした耕作がされている所です。今申請があった所から、この東側の地区はほとんどが耕作放棄地化しております。先程言いましたように西側の田んぼからの水路、今から埋め立てされる土地の高速道路側に川があるんですけど、その側に水路がきちっと作ってあります。この水路はそのまま水路として使えるように、それから田んぼ側の方に埋立てをする。水路の方には一切支障のないような埋立てをしますということでございます。条件からしましても、転用という事に問題はないというふうに判断いたしました。以上でございます。</p> <p>それでは、続いて2、3、4、5を説明いたします。この案件については、先程事務局からもご説明がありましたように、その四つの農地、それぞれ持ち主違うんですけども、その農地を全て購入されて、施設やら、駐車場やら、社宅を作りたいという事でございます。この場所ですけども、●●●●●から●●●●●を北へ、●●方面ですね、約9km道の駅を過ぎて社会福祉法人●●●●●がでございます。そのすぐ隣でございます。皆さんご存じだと思うんですけども、その隣に●●●●●がでございますけども、その●●の北側の農地という事です。地図、配置図をご覧くださいけたらと思います。6ページの分間図でございますけども、持ち主4人おられまして、それぞれの対象となる田んぼが記載されています。実際に現地見ましたけども、耕作放棄、それから休耕田にあっているところでございます。それから、ここからちょっと北に行った所は耕作されている所、それから草がしっかり刈られてあ</p>

	<p>る休耕田等ある状況です。この●●と●●●●との間に、川があるみたいですね、●●●と読むんですね●●●●●がありますけども、この川沿いに農地があるわけですけども、ちょうど対象となる田んぼ、この1番川下に当たる所で、ここを埋めたてても、給水排水路等も含む、影響がないという状況です。特に転用することに問題はないというふうに判断いたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
大石推進委員	<p>はい、推進委員の大石です。只今説明ございましたけども、1番のところですけども、特に問題はないというふうに思います。従いまして私はもう補足説明もございません。どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。2番から5番まで一括でお願いします。</p>
嶋田推進委員	<p>於福下推進委員の嶋田でございます。今、委員さんのご説明のとおり、何ら支障がないと思われま。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から説明させていただきます。位置図の4ページ開けてください。ここにですね、申請地と申請地の間に、●●●●●●ですかね、ていう地番でございます。これ、ここに道があります。高速道路を作った時に、多分、橋を渡ってすぐ川を渡ってすぐカルバートがありますので、このような高さがありますのでこのような変形した道になってるようでございます。補足しておきます。それで、この道は、いじらずに持ち主が一緒だった関係でこちらも買われたようでございます。その辺を補足しておきます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、1から5までを常設審議委員会に附します。えっとですね、ここで皆さんにちょっと説明をしておきます。県の常設審議委員会は、基本的に面積3000㎡以上の転用でござ</p>

事務局	<p>います。ただその中に、農振地区がまだ除外されてない場合は、これも一緒に常設審議委員会のほうに、審議を求めなければいけないという事で、これ、それともう一方、転用目的の欄に、これすべて農振地区除外の施行っていうのが抜けておりますので、申し伝えておきます。除外が途中で、常設委員会までに除外が完了した場合には、常設委員会の方を取り下げることになります。参考までに、その辺についてご説明をさせていただきました。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。令和2年7月28日付で太陽光発電設備の設置の為の転用許可を受けた農地ですが、申請後に製品規格の変更があった為パネル枚数を324枚から295枚に変更、工事期間を令和3年12月31日まで延長する申請です。</p> <p>2, 3件目。平成30年9月19日付で畑地造成の許可を受け、その後2度の延長をされている農地です。造成は完了していますが、栗の植え付け時期が不適切な為、期間を令和4年9月30日まで延長する申請です。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関連しまして、地元委員さんの方で分かればご説明をお願いいたします。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。あの、ただ1番のみなんです。</p>
石田委員	<p>それでは、説明をいたします。1番の所在ですけれども、資料8ページ資料4をご参照ください。●●●●●から●●●●●を●●●●●方面に約4キロぐらい行った所に、なる●●●●●っていうのがございます、そこを●●●●●方面に右折してすぐ左側の土地でございます。太陽光の計画という事ですけれども、特に変更問題ないというふうに思います。パネル1枚当たりの発電量がアップして、それで枚数が減っているんじゃないかなというふうに思います。特に変更問題ないというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いします。</p>
野上推進委員	<p>推進委員の野上でございます。今、石田委員さんが言われました通り、現地、私しょっちゅうここは通っておるんですが、もう、ここは大藪になっております。何年もたっております。なんだ問題はないのではないかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑、ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。そこででございますが、多分この話から来たのではないかと思うんですけど、太陽光発電のパネル枚数の変更、昨今、どんどん技術開発が進んでおりまして、パネルのサイズが少し大きくなって、発電出力も多くなっているという中で、工事の途中でですね、パネルを効率のいいものにやり替える、この1番の案件なんかが増えたと思うんですけど、軽微な変更については、現地調査を削除するというか選ばないようにしようかなというふうに思っております。現地調査をされる委員さん多い時には夕方5時過ぎまでありますし、少しでも負担を軽減したらどうかというので、この間ちょっと事務局でその話をしておりましたんで、1番かぶっちゃったかなというふうに思ったんですけど、委員の皆さんそして推進委員の皆さんいかがでしょうか。よろしゅうございます。（「はい」の声）そしたら軽微な変更につきましては、今までも2番3番のような軽微な変更については、現地調査を行っておりませんでしたので太陽光についてもパネル面積の若干の変更については、今後、現地調査をしないという方向で進めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第4 議案第4号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	はい、今回、全体で5筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、10,461㎡、貸し手が4名、受け手が3名でございます。内訳は、4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業行事に常時従事することの事業計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございます。只今の説明につきまして地元委員さんより、特に追加報告等ございましたらお願いいたします。1番が●●です。ありませんか。別に、2番3番4番●●ですけど、推進委員の方で。

永嶺推進委員	特にありません。
議長	ありませんか。井町さんどうですか。
井町委員	公社との更新ですよ。
議長	公社との●●●と公社の更新って書いてある
永嶺推進委員	●●借りている所の田と梨園です。
議長	地目は田になっているけどやっぱり梨園なんだわかりました。2番は井上さんか、委員の皆さん特にございせんか。ないようでございましたら採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして、議事順位第5 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は、●●●●●から北東に200mの位置にある第3種農地です。農業用車両の駐車場を設置する届出です。この件につきまして令和3年8月頃より、農地法の許可を得ることなく農業用車両の駐車場を設置されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。

<p>萬代委員</p>	<p>はい、萬代泰生でございますが、それでは報告事項につきまして私の方から説明をさせていただきます。この1番の案件につきまして、●●●の説明資料の方の11ページの地図を見られたらわかりますように、●●●の町の中になりますが、自分の家の真ん前に畑がございまして、その畑の一部を農業用の機械を置くための駐車場を作りたい、という事の案件で、現地の調査をいたしました。もう既にこの12ページの資料にありますように、もうこの太線で書いてある部分につきましては、もう基礎が作ってありました。始末書の関係になったと思うんですが、ここにトラックとか管理機とかを置きたいんだという事での申請でございます。両方とも家に囲まれた間の土地ですので周りに与える影響はほとんどありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>岩山推進委員</p>	<p>大田推進委員の岩山と言います。特別、追加するようなことはございません。審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと、蛇足になるかもわかりませんが私の方から補足しときます。この●●さんて方は、実際は●●で、●の方にですね水田等あります。お父さんと、私が知っている時はお父さんとお母さんがいらっしゃいまして、●●さんそちらに帰られて、水田の耕作等をずっとしておられます。それに通うためのたぶん農業用の車の駐車場それと管理機ってというのが、まだここ畑が結構残っております、これ畑を耕作する為の管理機等じゃないかなというふうに思っております。委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。それでは特に発言ないようにございますので、以上で報告事項を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第6 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について事務局より報告事項の説明並びに朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北に330mの位置にある第3種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から南西に1.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●●から南東に3.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>4件目。申請地は、●●●●●から北西に3.5kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
萬代委員	<p>それでは現地調査しましたので、その報告をさせていただきます。まず1番ですが、●●●●●でございます、13ページの左側の地図をみていただいたらわかりますように、●●の郵便局それから道路を挟んだ卸売市場というその場所になります。町の中の一角でございますけれども、これに携帯電話基地局を設置したいという申請でございます。そこは、もう住宅地等の関係がありますので、ほとんど問題ないと思います。それから2番目の今度は●●●という所ですが、これ皆さんご存じだと思いますが、●●●、●●から●●方面に向かう途中の●●●が道路を挟んで反対側にある、その場所です。今、畑で草ぼうぼうになっておりますけれども、その一角にやはり携帯電話基地局を設置したいという申請でございます。</p> <p>それから3番目でございます。15ページになります。これも同じく携帯電話基地局ですが、●●●の●●●という所でございます。ここも道路のすぐ側ですが、もうほぼ雑種地、現況が雑種地になっておるようで、その土地で周りに何ら影響があると思えません。だから皆さんのご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>それから4番目も、これも携帯電話基地局でございますけれども、●●●の●●●という所でございます。資料が17ページになりますけれども、これはですね、もうほとんど自分の宅地です。行って見れば道路と宅地の間、庭先の小さな畑というような場所でございます。これもその設置に何ら影響があるとは思えません。どれもこれも基地局を買い取るのか、土地を買い取るのかという質問しましたら、みな借地で対応するようでございます。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされた委員の補足説明がございましたらお願いいたします。
山縣推進委員	はい、推進委員の山縣です。今、1番について萬代委員さんが言われたように、別段問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。
野上推進委員	はい、推進委員の野上でございます。今、この2番目の携帯基地局ですけれども、萬代委員さんがおっしゃいましたように、何ら問題はないように思いました。よろしくご審議の程お願いいたします。
山田推進委員	はい、3番目の伊佐地区の山田です。萬代委員が言われた通り、荒れた土地で別に支障はないと思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

安永推進委員	<p>推進委員の安永です。この●●●●●の携帯基地局の設置位置ですが、●●に当たるんですけど、市道付け替えのときにですね、細い残地が残ったようで今は庭になっておってですね、これを立会の時に現地が農地を既に庭に替えてあるので、現況証明を出されるようにという話で、近々、現況証明を出されると思います。以上で問題ないと思います。それと、農地の集積計画のときにですね私ちょっと別の事を考えてまして。それと申しますけど、農地集積計画の●●●●●番地●の●●●●●さんの土地の集積計画の件ですが、これ場所はですね、●●●の●●●●●の所を●●方面に500mぐらい行った所の左下になるんです。これを●●●●●さんが高齢化されておるので、親戚にあたる●●●●●さんがされておられるという事でございます。どうもすみませんでした。</p>
議長	<p>以上、説明の通りでございますが、委員の皆様何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、特に意見等ないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。それでちょっと、終わってからであれなんですけど、3番目の●●●●●ですかこの土地について、伊佐の担当農業委員さん並びに推進委員さんで、現況証明等それとも転用許可を取っておられるのであれば、その転用許可をもとに地目変更をしていただくようにご指導をしていただけたらと思います。かなりの広い土地が造成されておりますので、その辺についてちょっと農業委員さんと推進委員さんで力を合わせてやっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。ちょっとここ、ご本人出てこられたら、私その場で指導するんですけど、4番目につきましてはね、ご本人ここ昔、風呂があったと言われるような所なんですけれど、地目は農地なものですから、きちんと地目変えてくださいという指導をして、先程報告の中でもありましたように指導してきました。はい、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 新たに利用権を設定される為、双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員何かご存じだったらお願いいたします。●●●●●。</p>
大橋推進委員	<p>地元推進委員の大橋です。この●●●の●●●さんは、実家の田んぼを預かっておられるんですけども、84歳と高齢の為に●●●からこちら地元の方に帰って作っていくことができないという事で、●●●さんの方は、20年近くほうれん草を作っておられまし</p>

	<p>たけど、●●さんもやめるという事で後の田んぼをどうするかという事で、●●さん、法人の●●さんが田んぼを借りる。そして●●さんと解約をされてあとは法人の●●さんの方が田畑を借りてやるという事。</p>
議長	<p>あの、法人の●●さんではなくて法人の●●さん、その辺はきちんと、はい。</p>
大橋推進委員	<p>すみません。●●さんの方でやるという事ですので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>今、報告あったとおりでございますが、委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。特にないようでございますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第8 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>農地組合法人●●●●●から提出がありました。提出されました報告書、事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ。適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。私のほうから、法人関係のほうでいらっしやいましたらお願いしたいんですが、売上げの所の事業年度で書いてありますけれど、これ前って書いてありますけれど、この1期2期っていうふうな感じで、やり替えていただくと幸せです。はい、だから今、何期目の決算を今回したのかってということが分かるようにしていただけたら幸せです。だから上にどんどんどん1期が上がっていきまして、1期2期3期までいったら、当該年度っていうのが4期になりますので、そんな感じにして頂けたらというふうに思います。よろしく願いいたします。●●●●のほうはそうに今までずっとやってきております。そちらのほうの方がわかりやすいというふうな、ここの法人のどのくらいの年数法人として経営しておられるか、よくわかります。以上でございますが、委員の皆さん特にご意見等ないようでございますので、報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>農業相談日ですがあったようでございますので、委員さんより農業相談日の報告をお願いいたします。</p>
縄田委員	<p>農業委員の縄田と申します。昨日ですね農業相談がありました。出席者は、私と倉増委員と武藤委員です。3人で10時30分か</p>

	<p>ら11時25分までいたしました。内容はですね、まず面談の方なんですけど、●●●●●の●●さんっていう方なんですけど、高齢で耕作ができないという事で、今後どうするかという事を言われてこられました。耕作ができないという事なんですけど、もう自己管理の為7年前から耕作、草だけ刈っている、面積は1町4反、家の前で1町4反あるそうです。一人暮らしでもう74歳で、どうにもならんという事で、息子さんも家にいなくて県外に出ておられて、耕作をする意思はないようです。でも親子の関係であまりそれが話されていない。今後どうしたらいいかっていう話をされにこられました。そういう事で結果的にどうしたらいいかという事も、息子さんの承諾はないような状況でなされておりましたもので、まずは息子さんの承諾、どうしたらいいんだという事を、売るとかね貸すとか第三者にね耕作してもらおう、いう事を確認取っていただきたいなという事で伝えておきました。そして現状、1町4反がほとんど作られていない、全部作られてないんですけど、これをどうするかという事で、私もこの●●さんの3区の場所がねどういう所でどういう土地があるか、地図上で見たら1画全部全部繋がってるんですよ。1画は1町4反、田んぼが数枚あったけど基盤整備された土地です。10年前に1回●●さんが耕作されておったんですけど、3年で解除されたそうです。ちょっとトラブルがあって解除されてあと7年間は自分で自己管理いう事をされておって、もう歳をとってできない、いう事の相談でした。私もあまり場所とその地域が、地域耕作の内容がよくわかりませんので、推進委員さんの●●●、弘中委員さんに相談してもらえんのかなという事で、●●さんが直接言うわけにはいかんから、今日農業委員会がありますから、推進委員の弘中君が出席されると思うから、私のほうからお願いしときますという事で、一度●●さんのほうに、相談に乗ってあげてくださいねっていうことを、弘中さんのほうに大変勝手に話を進めましたけど、弘中さんにちょっと行ってもらって相談に乗ってほしいな、という事でその相談日は終わりました。以上です。結果が出なくてすみませんけど、そういう話でした。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。大変なすいません。大変な相談があったようでございます。多分、私の知っている限りでは3区の圃場整備っていうのは、大正時代か昭和の初めの圃場整備じゃないかと思います。ですよね。違う。</p>
中野委員	<p>あのね、ちょっとここいわくがあるんよ。それね●●さんっていうのは●●●しよかったそが、●●●で田を作りよるんよ、その人は今の主人とその奥さんと全然いけんやっただけですぐ返した。3年で、結局人間関係、全然いわくがあるんよあの人、だからもう全然だれも借り手がない。それをよう言っとかんとわからんじやろうと思って、ここミネラルずっと撒き行きよるけどねそこだけでやっぱ25分ぐらい撒く、その人の田だけは全然やっていない、人が相手せんそやけ。一人になったからなんと言われても、それは、助けてくれって言われても人は絶対しません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。中野さんが大変だと言われるんですけど、大変なんでしょう。それでもそんな時に、弘中推進委員にちょ</p>

<p>弘中委員</p>	<p>っと言ってもらいますからという事でございますので、すいませんけど、よろしくお願ひします。確かですねさっき言ったように、お宮に上がる所のカーブの所に記念碑が建っております。あの記念碑を見る限りでは、あそこの圃場整備は、ほんとまだ圃場整備とか何とかというような話がある時代のものじゃなくって、ただ1町あたり、多分、</p> <p>多分そっちじゃない、●●の奥の方だからお宮じゃないだから民地じゃない。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
<p>議長</p>	<p>わかりました。すみません。はい、●●●の交差点を右に曲がってすぐ左側に入って行く。わかりました。はい、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは本日の審議をしなければいけない報告を受けなければいけないことにつきましては、すべて終了しました。委員の皆さんから何か特に提案等ありましたらお願ひいたします。なければ事務局の方に回します。事務局お願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>10月の日程についてです。総会は10月18日、月曜日、午後2時から市民会館大会議室で行います。農業相談日は、10月12日、火曜日、時間は9時から11時30分まで、当番は、美祢地区萬代委員さん、美東地区村上委員さん、秋芳地区安富委員さんよろしくお願ひいたします。それから現地調査は、10月7日、木曜日、9時から午後4時までと予定しております。当番は、中嶋委員さん、俵委員さんとなります。集合場所は、農業委員会事務局に8時50分集合でお願ひいたします。事務局からは以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>号令</p>

午後15時10分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和3年9月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

